

## 熊本大学における研究不正防止計画

平成27年4月1日  
学長裁定  
平成30年6月20日一部改正  
令和4年12月16日一部改正

この計画は、熊本大学における研究不正の防止等に関する規則第8条第8項第1号の規定に基づき、研究倫理の向上及び研究不正の防止を図るために定めるものである。

なお、本計画の実施過程で顕在化した研究不正の発生要因等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 1. 本学における責任体制の明確化

研究不正の発生要因	研究不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"><li>責任体制における各責任者の役割及び責任に関する理解が不十分である。</li><li>時間の経過とともに、責任意識が低下する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>定期的に各責任者に対し、本部長部局長会議等を通じて、意識向上のための啓発を図る。</li><li>責任者が交代する際には十分な引継等を行うものとする。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>告発等の取扱い、調査及び処分に関する規則の周知が不十分であり、研究不正が潜在化する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>研究不正を発見したものが不利益を受けることを恐れ、告発を躊躇することのないよう、本学における公益通報窓口を受付窓口とし、告発内容等の秘密保持及び告発者の保護を徹底していることを、ホームページや説明会等にて周知を図る。</li></ul>

### 2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

研究不正の発生要因	研究不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"><li>研究者等としての責務（研究資料等の保存や開示等）や研究費に関するルールについて理解していない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>研究者等としての責務及び研究費に関するルールについて、ホームページや説明会、公正研究推進ハンドブック等で周知を図る。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>職務権限が十分に理解されておらず、チェック機能が働かない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>本学の職務権限について、職員等及び取引業者に対し周知を図る。</li><li>取引業者に対して、不正又は不誠実な行為等が認められた場合には、取引停止等の措置を講じることを周知する。</li><li>実効性のあるチェック機能とするため、ルールと実態に乖離が生じていないか確認し、必要に応じ適切に見直す。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>職員等のコンプライアンス及び研究倫理に関する意識が希薄である。</li><li>閉鎖的又は牽制が働きづらい研究環境等が存在する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>職員等のコンプライアンス及び研究倫理に関する意識の向上を目的とした意識調査等、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。</li><li>職員等に対し誓約書を徴取する。</li></ul>

### 3. 研究活動に係る研究不正への対応、研究費の適切な運営・管理活動

研究不正の発生要因	研究不正防止計画
・ 予算執行の時期に偏りがある。	・ 定期的に研究費予算の執行状況を把握、研究者等への通知及び未処理取引の有無について確認を行う。 ※ 1 ・ 研究費の繰越制度について、ホームページや説明会等で周知を図る。 ※ 2
・ 発注段階での財源特定がなされていない。	・ 執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会等での指導・注意喚起を行う。 ※ 3
・ 取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分である。	・ 取引実績の分析を行い、発注した職員等、取引業者、研究室、取引品目、及び取引頻度等の分析を定期的に行う。 ※ 4 ・ 取引業者に対して取引実績の確認を行う。
・ 検収業務が形骸化している。	・ 形式的な実施とならないよう、検収業務担当者に対し、検収業務の目的や実施方法について適時、適切に指導する。
・ 購入した物品等の管理が不十分である。	・ 10 万円以上の物品のほか、当該金額に満たない換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、金券）について、抽出による現物確認等の管理を実施する。 ※ 5
・ 特殊な役務契約に対する検収が不十分である。	・ 特殊な役務契約について、必要に応じて抽出による取引業者へのヒアリング等の確認手続を実施する。
・ 研究費を財源に雇用された者の管理が厳密に行えず、勤務実態が把握できない。	・ 雇用した研究者等及び事務を担当する職員等による勤務管理ルールを徹底する。 ・ 必要に応じて研究費を財源に雇用された者に対し勤務状況等の調査を行う。 ※ 6
・ 出張の事実確認等が不十分である。	・ 出張申請及び報告に関するルールについて周知徹底等を図る。 ※ 7 ・ 必要に応じて出張用務先に対する確認を行う。 ※ 8

### 4. 情報発信・共有化の推進

研究不正の発生要因	研究不正防止計画
・ 情報発信・共有化が十分に行われず、誤った理解に基づくルールの運用がなされる。	・ 研究不正の防止に係る取組に関する情報について、いつでもアクセスできるようホームページに掲載し、随時更新を行う。 ・ 相談窓口について、ホームページや説明会等で周知を図る。

## 5. モニタリング

研究不正の発生要因	研究不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"><li>・実効性あるモニタリングが実施されず、研究費の不正使用の発生可能性を低減できない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・監査室は、研究費の不正使用に関して、リスクアプローチ監査を実施し、組織的牽制機能の充実・強化を図る。</li><li>・監査室は、監事、会計監査人及び公正研究推進会議と連携して、効果的な監査実施を図る。</li><li>・内部監査結果等については、関係部署への情報共有やコンプライアンス教育及び啓発活動等にも活用するなどして周知を図り、同様のリスクが発生しないよう徹底する。</li></ul>

### 備考

不正防止計画の各欄中【※】印が記載されている事項については、別途「研究不正防止計画対応案（一例）一覧」を参考の上、各コンプライアンス推進責任者のもと不正防止計画を推進するものとする。